

水道技術管理者の資格要件（実務経験年数）

専攻の種別 学校の種別	土木工学（土木科）又はこれに相当する課程	土木工学以外の工 学、理学、農学、 医学、薬学	左記以外の学科
大 学	①衛生工学又は水道工学に 関する学科目を修めて卒業 2年以上	②左記以外の学科目を修め て卒業 3年以上	4年以上 5年以上
	衛生工学・水道工学を専攻し修了		
	①の場合 1年以上	②の場合 2年以上	— —
	研究科において、1年以上衛生工学・水道工学に関する 課程を専攻		
大 学 院	①の場合 1年以上	②の場合 2年以上	— —
旧制大学	2年以上		4年以上 5年以上
短期大学 高等専門学校 旧専門学校	5年以上		6年以上 7年以上
高等学校 中等教育学校 旧中等学校	7年以上		8年以上 9年以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第4条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者 ・ 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。 ・ 外国の学校は、その教育内容が学校教育法と同程度のものはすべてこの表と同様の取扱いをする。 ・ 技術士法の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（上水道及び工業用水道又は水道環境を選択）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。 ・ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者。 		

（注）・実務経験年数とは、水道技術管理者の管理を要する施設（水道事業、水道用水供給事業及び専用水道）において、水道に関する技術上の実務に従事した年数をいう。

・一日最大給水量が 1,000 m³以下であるものについては、経験年数はこの表の2分の1 とする。